

立教大学コミュニティ福祉研究所学術研究推進資金  
大学院生研究 2017年度研究成果報告書

|       |  |               |    |
|-------|--|---------------|----|
| 研究科名  | 立教大学大学院 コミュニティ福祉学                        | 研究科 コミュニティ福祉学 | 専攻 |
| 指導教員  | 所属・職名                                    | 氏名            |    |
|       | コミュニティ福祉学部・教授                            | 三本松政之         | 印  |
| 研究課題名 | 性的少数者の生活課題の解決に向けた当事者団体と自治体の協働—大阪市淀川区を事例に |               |    |
| 研究代表者 | 在籍研究科・専攻・学年                              | 氏名            |    |
|       | コミュニティ福祉学研究科・コミュニティ福祉学専攻・5年              | 柳 妊 希         | 印  |
| 研究期間  | 2017年度                                   |               |    |
| 研究経費  | 52.9 千円                                  |               |    |

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

日本では地方自治体を中心に性的少数者に対する施策が見られ始めている。先進的事例としての大阪市淀川区のLGBT支援事業は、区長によるトップダウン型で開始されたが、支援事業の企画・運営は、当事者団体に委託し、当事者の視点で企画・運営されている。区では、性的少数者問題を人権問題として位置づけ、彼らへの支援を一方的に行うのではなく、当事者との意見交換会、電話相談等の活動を通して、当事者のニーズを把握した上で浮き彫りになった課題が共有されるように広報誌やSNSなどで発信し、生活課題を可視化することに力を入れている。淀川区の事例は性的少数者が抱える生活課題の可視化における自治体の役割と支援のあり方として参照できる。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ LGBT } { 人権 } { 市町村 }

## 研究成果の概要（図・グラフ等は使用しないこと。）

### 【研究の目的】

本研究では性的少数者の生活課題に対する当事者団体と自治体の協働による取り組みとして淀川区の「LGBT 支援事業」を対象に、韓国での調査を通して構築した「当事者の問題意識の共有」、「問題の可視化」、「権利の獲得」という分析枠組みを用い、その取り組みの成立について明らかにする。また、その支援事業の取り組みの過程において、性的少数者の生活課題の解決のために自治体と当事者団体がどのような協働関係を構築し、その協働の下で解決策を模索しているのか、さらに解決に向けて自治体と当事者団体が施策の実施にあたって具体的にどのように協働しているのか、自治体と当事者団体の協働の課題について明らかにする。

### 【研究の方法】

**ヒアリング調査**：本研究では、淀川区の「LGBT 支援事業」に主に関わっている大阪市淀川区役所市民協働課の「LGBT 支援事業」の担当者を対象とし、半構造化インタビュー（約 90 分）を行った。

▶調査対象：大阪市淀川区市民協働課の「LGBT 支援事業」の担当者

▶調査期間：2018 年 2 月 6 日

▶質問項目

①「当事者の問題意識の共有」：施策への当事者団体の参画及び主要事項の決定方法、施策の実施にあたっての当事者団体との協働の方法など

②「問題の可視化」：問題提起のプロセス、支援事業の目的と理念、性的少数者の生活課題に対する認識(住まい・家庭、学校、職場、医療など)

③「権利の獲得」：事業対象、支援事業の内容と成果、今後の事業課題（権利のレベル）、今後の方向性

### 【ヒアリング調査の結果】

#### 1. 「LGBT 支援事業」の概要

##### ①実施までに至った背景について

|            |   |
|------------|---|
| 2012 年 8 月 | 公募で民間人から就任した榊前淀川区長(～2017 年 3 月 31 日)は、2013 年 3 月に自身が同性愛者であることを公表している在大阪・神戸米総領事パトリック・J・リネハン氏と会談し、欧米でも日本でも LGBT で悩み苦しむ、自殺する若者がいるという話を聞き、LGBT に対する市民の認識がまだまだ不足していること、偏見による差別実態が深刻であることを認識した。会談後、榊前区長は「 <u>LGBT は人権問題</u> 」であり、人権を守るのは行政の役割であると主張し、速やかに区役所職員へ「LGBT は人権問題である」のと同時に職員自ら理解者になることを指示した。 |
| 2013 年 6 月 | 市民の理解不足を改善するために、淀川区内において外国人領事と、東京ディズニーリゾートでの同性結婚式が話題になった元宝塚歌劇団の東小雪さんらを招き <u>LGBT トークセッション</u> を開催した。  |
| 2013 年 9 月 | LGBT 当事者は 20 人に 1 人(2012 年に電通総研が約 7 万人を対象にしたアンケート結果)というデータを参考に、身近な存在である <u>LGBT 当事者を見る化(LGBT に対する正しい情報を区広報誌や SNS で発信)</u> しようということから「 <u>LGBT 支援宣言</u> 」をした。当時、住民からの反対の声はほとんどなかったが、それは渋谷区の条例とは違って宣言の形であったため、強制力がなく柔らかいものであるという認識があったからである。  |
| 2014 年     | LGBT 事業を予算化し、本格的に支援をスタートした。   |

##### ②支援事業の目的と理念

少数者の人権を守る。LGBT を含めて誰もが自分らしく暮らすまちづくり。LGBT に対して配慮、理解がある街は少数者のための街でもある。時期的に予算申請が難しかったこともあり、まず宣言の形で進めた。

##### ③支援事業の内容

<認識改善のための啓蒙活動：一定の割合でいる当事者への支援と住民への周知 >

- ・ LGBT 当事者との意見交換会を行っている。
- ・ 身近な存在である LGBT 当事者を見る化：LGBT に対する正しい情報を区広報誌や SNS(facebook や Twitter)で発信し続ける。

##### <専門の電話相談>

・ 当事者の誰にも言えない話を聞く手段として設けている。2014 年度には、月に 8 回の相談で、相談が 115 件あった。その後、相談担当者を 2 名に増やして電話 2 台で運営しているが、相談件数は 204 件であり、対応率は伸びなかった。相談担当者は、LGBT のことが分かる人であり、対応時間は 30 分間、電話代は相談者の負担になる。主な相談内容は、カップルの DV、トランスジェンダーのホルモン療法に関する問題、就職活動などであり、区のスタンスは聞くことであり、解決策の提示を目的としてはいない。ただ、DV の問題に関しては、対応の担当窓口の連絡先を教えたり、警察に通報したりするなどの対応を行っている。

##### <コミュニティスペース>

- ・ 月 2 回開催している。当事者の居場所になっている。

**研究成果の概要 つづき**

- ・一定のルールがあり、基本的にそのルールに沿って運営している。例えば、カミングアウトの強要はしない、秘密保持などがある。
- ・参加者は、毎回数名は初めて参加する人であり、毎回平均 15 名が参加している。
- ・参加属性 (LGBT の割合) はバランスよく分布している。
- ・当事者から、「今までオフラインでのつながりがなかったが、実際に顔を合わせて話ができる場ができて良かった」、「当事者のための民間団体はあるが、誰が来るのか分からずに怖いし、行きにくかったが、区が開催すると安心して参加することができる」という意見を得ている。

**④最も力を入れている事業**

最終的には区レベルではなく、大阪市として取り組んでいくべき政策だと考えているため、大阪市内に働きかけることが必要である。区のできることに限りがある。例えば、制度を変えたり、就労支援をすることは区ではできない。区でやってきたことを踏まえて、市レベルで取り組んでいくようにして行きたい。各部署の課題を認識して、政策に反映できるように力を入れている。

**2. LGBT 支援事業の運営****①運営体制について**

担当は淀川区役所市民協働課で、二つの民間団体 (虹色ダイバーシティ、QWRC 共同体) に委託事業として「LGBT 支援事業」を任せている。企画は二つの民間事業所が中心となって行い、支援事業の最終決定は区と話し合いながら決める。事業費として年間 360 万円を支払っている。二つの事業所が連携をし、情報交換をしながら支援事業を企画・運営している。最初の職員教育は、虹色ダイバーシティの関係者が行ったが、現在は市民協働課が行っている。

**②運営上の困難**

区役所は人事異動が多く、人事異動による担当職員の交代の問題がある。

**③事業の決定方法**

事業は基本的に公募によって委託事業所を選定し、事業所に支援事業の企画を委任している。

**④事業の成果とその背景**

大阪市や府の事業、各自治体や企業の動きに影響を与えたこと。その例として、府の就労支援センターにトランスジェンダーの相談員を配置して、トランスジェンダー当事者の相談をやすくしている。この背景には、府の担当者から淀川区に相談をしてきたことがあり、当事者支援のノウハウを伝えられたことがある。また、学校の教員を対象に啓発のパンフレットを作成し、配布している。学校を対象に啓発することに後押しとなったのが、2015 年、文科省が学校を対象に出した通知である。配布資料は自由にダウンロードできるようにして、どの自治体や団体も活用できるようにしている。

**⑤上手く行かなかった事業とその理由**

講演会をすると、集客の問題がある。その理由として考えられるのが、情報発信の弱さがある。

**3. 今後の事業の課題**

現在は、それぞれのセクションが LGBT 問題を課題として十分に認識していないことであるが、各部署が LGBT 問題を課題として認識し、解決していかないといけない。

**【考察】**

「LGBT 支援事業」は区長の指示により始まったが、その背景には、区長と同性愛者であることを公表した在大阪・神戸米総領事パトリック・J・リネハン氏との会談があった。区長が当事者に会い、当事者から LGBT である苦しみについての話を聞き、LGBT に対する市民の理解不足と偏見による差別の深刻さに気付いたのがきっかけであった。東京 23 区が特別区として選挙で区長が選ばれるのは異なり、大阪市の区長は公募により選出された民間出身の人であったため、このような事業が可能になった。

淀川区は差別・偏見により見えにくかった LGBT 当事者を見えるようにするため当事者を招き、当事者と市民のトークセッションなどを設け、当事者の声を直接に聞くことで、LGBT 当事者は身近な存在であることを実感できるようにしていた。最初、淀川区の「LGBT 支援事業」は区長の指示によるトップダウン型で開始されたが、支援事業の企画・運営においては、当事者団体に委託事業として委託し、当事者の視点で企画・運営されていた。また、支援事業の内容をみると、区が一方的に LGBT 当事者に何かの支援を行うのではなく、まずは電話相談で当事者ニーズを把握した上で、そこで浮き彫りになった課題が共有されるように区広報誌や SNS などで発信し続けていた。そして、淀川区の働きかけにより、府の就労支援センターにトランスジェンダーの相談員を配置することと、学校の教員を対象に啓発のパンフレットを作成し、配布することが出来た。淀川区の「LGBT 支援事業」は最初はトップダウン型で始まったが、企画・運営においては当事者団体と緊密な協働の下で実施されていた。また、日本と韓国の宗教や教育などの文化の違いにより、性的少数者に対する取り組みの方法に違いがあったものの、その取り組みの基本となっているのは人権を尊重することであることが分かった。

を記入した調書（A4縦型横書き1枚・自由様式）を添付すること。

（様式3）

立教コミ福－院生－報告

**研究発表**（研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。）

- ①雑誌論文（著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ）
- ②図書（著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数）
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催（会名、開催日、開催場所）
- ④その他（学会発表、研究報告書の印刷等）

該当なし

